

様式第4号（第5条関係）**確認規程の変更認定申請書**

年　月　日

佐賀県知事　　様

住所

氏名

(印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定により確認規程の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 確認規程

注 1 この書類には、確認規程認定証を添付すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第5号（第6条関係）

確認規程廃止届

年　月　日

佐賀県知事

様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項の規定により確認規程を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

なお、確認規程の廃止期日までは、従前どおり確認規程による確認を実施します。

1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 確認規程を廃止しようとする年月日

3 確認規程を廃止しようとする理由

注 1 この書類には、確認規程認定証を添付すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一編を改正する規則を以て公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第三十弐
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和四十八年佐賀県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の二項を加える。

2 前項の届書を提出する際には、法第七条第一項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の原本を提示しなければならない。

第六条の見出しを「（書類の提出）」に改め、同条第一項中「保健所長を経由して」を「保健所長に」に改め、同条第一項及び第三項を削る。

様式第一号壬

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積	m^2	を
上記以外の用途に供される部分の延べ面積	m^2	」
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積	m^2	に

「特定建築物が使用されるに至った年月日」
8 特定建築物に該当する 年 月 日」

「特定建築物に該当するに至った年月日」
8 特定建築物に該当する 年 月 日」

注 1 6の「住所氏名」の欄には、特定建築物が共有又は区分所有される場合にあつては、共有者又は区分所有者の全員について記入すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」

に改める。

様式第一号の別紙を次のように改める。

改め、「（注）共有又は区分所有がある場合は、連記すること。」を罫へ

別紙

構造設備の概要

特定建築物の名称

構 造	敷地面積	建築面積	総延べ面積	建 物 構 造		
				鉄筋コンクリート・その他()		
				地上	階・地下	階
各 階 の 延 べ 面 積 及 び 用 途	階数	特定用途部分				
	延べ面積	室数	用途			
	m ²					
	m ²					
	m ²					
	m ²					
	m ²					
	m ²					
空 氣 調 和 設 備 系 統	計	m ²				
	空 氣 調 和	系 統	設置場所		型式・性能	台数
	機 械 換 気					
	其 他					
備 備 概 要	機械名	種別(方式)	能 力	台数	備 考	
	ボイラー					
	冷却機					
	エアフィルター					
	加湿装置					
	外気洗浄装置					
	管 理	自主管理			委託管理	
	用途	①飲料水等(上水・井水・その他()) ②雑用水(雨水・その他())				
給 水 設 備 概 要	受水槽	容量及び能力	構造・内容	設置場所	揚水ポンプ	滅菌器
		m ³			kW	有・無
	高架水槽					有・無
	貯湯槽				kW	有・無
	雜用水槽				kW	有・無

排水・汚水設備概要	給水管材質			
	管 理	自主管理		委託管理
	処理施設	容 量	設 備	設置場所
	排水槽	m ³	式 台	
	し尿浄化槽	m ³	人槽	放流先()
	公共下水道直結			
管 理	自主管理		委託管理	
清掃設置概要	ダストシユート	有		無
	汚物の集積場所		汚物集積容量	m ³
	管 理	清 掃	自主清掃 業者委託	
		汚 物 处 理	自己処理・市町村・業者委託・その他()	
		そ 族・昆 虫 駆 除	自主駆除 委託駆除	
その他の	管理を外部の者に委託している場合は、 委託先の住所及び氏名	住 所		
		氏 名		
	電気技術者、ボイラー技師及び冷凍機械 主任者の免許所有者数	電気技術者	人	
		ボイラー技師	人	
		冷凍機械主任者	人	
備考				

様式第一号から様式第五号までに注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則に規定する様式（様式第一号を除く。）による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができます。

佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第三十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立生涯学習センター設置条例（平成六年佐賀県条例第三十二号。以下「条例」という。）第四条の規定により、佐賀県立生涯

学習センター（以下「センター」という。）の管理に関する必要な事項を定めるものとする。

（館長等）

第二条 条例第三条の規定によりセンターの管理を委託された団体は、センター

（施設等の使用）

第三条 知事は、センターの業務に支障のない範囲内において、佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの使用料に関する条例（平成六年佐賀県条例第三十号。以下「使用料条例」という。）第三条に規定する施設及

び使用料条例第四条に規定する附属設備をセンターの業務に関係のある行事並びに講演、音楽、演劇、舞踊等の催物のために使用させることができる。

(休館日)

第四条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一月一日から一月四日までの日

二月曜日（当該月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日）

- 十二月二十八日から十二月三十一日までの日

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第五条 センターの開館時間は、次の表のとおりとする。

区分	開館時間
ホール	午前九時から午後十時まで
ホール以外の施設	午前九時から午後十時（日曜日及び休日については、午後五時）まで

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

（使用の申込み）

第六条 センターの施設及び附属設備を使用しようとする者は、使用日の属する月の初日の六ヶ月前から使用日の一月前までの間に、施設等使用許可申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に認めた場合は、前項に規定する期間外においても前項の申請書を提出することができる。

（使用の許可）

第七条 知事は、前条の規定により施設等使用許可申請書を提出した者に対し、施設及び附属設備の使用を許可する場合は、施設等使用許可書（様式第二号）を交付するものとする。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。
- 一 営利を主たる目的とするとき。
 - 二 館内の秩序を乱すおそれがあるとき。
 - 三 センターの設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - 四 その他管理上支障があると認められるとき。

（使用目的の変更等の禁止）

第八条 前条第一項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸することができない。

（使用者の義務）

第九条 使用者は、使用に当たり次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 定員を超えて入場させないこと。
- 二 使用目的以外の物品の販売若しくは陳列又は広告物の掲示若しくは配布をしないこと。
- 三 施設又は設備をき損しないこと。
- 四 その他館長の指示に従うこと。

（使用許可の取消し等）

第十条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- 一 使用許可申請書の内容に偽りがあつた場合
- 二 所定の使用料を期日までに納付しない場合
- 三 前二条の規定に違反した場合
- 2 前項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の中止を命ぜられた

ことにより使用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

（入館の制限）

第十一条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

- 一 秩序を乱すおそれがあると認める者
- 二 めいてい等により他人に迷惑をかけるおそれがある者
- 三 その他館長がセンターの管理上適当でないと認める者

（弁償）

第十二条 入館者又は使用者が資料若しくは設備を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

（補則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

施設等使用許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

(利用者コード)

施設等の使用について、以下のとおり申請します。

なお、利用に際しては、センターの諸規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従います。

使 用 目 的	事業名 (催物名)									
	具体的内容									
	主催者名									
連絡担当者 (連絡先が申請者と異なる場合)	氏名									
	住所	郵便番号								
	電話番号	1 自宅 2 勤務先 3 その他 () ()								
使用日時	年 月 日 : ~ :									
使用施設名										
冷暖房設備	1 使用する 2 使用しない									
使用予定附属設備										
入場料	1 有料 最高額 円 2 無料									
使用予定人員	女性 名 男性 名 計 名									
案内板表示内容	表示の有無	1 表示する(以下へ記入) 2 表示しない								
	催物の開始・終了時間		時		分	~		時		分
	催物名 (23字以内・漢字可)									
備考										

※センターで記入する項目

予定使用料	施設使用料	円							
	附属設備使用料	円							
	計	円							
使用料条例第6条	1 有 2 無								

受付年月日	年 月 日
予約番号	

様式第2号(第7条関係)

施設等使用許可書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

以下の内容で、施設等の使用を許可します。

なお、使用日には本許可書及び使用料領収書を持参してください。

予 約 番 号			受付年月日	
申 請 者	利 用 者 コ ー ド			
	利 用 者 名			
	連 絡 先			
事 業 (催 物) 名				
使 用 日 時				
使 用 施 設				
冷 暖 房 設 備				
使 用 予 定 附 属 設 備				
入 場 料				
表 示 の 内 容	表 示 の 有 無		開 始 時 刻	
	催 物 名			
連 絡 担 当 者	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			

施 設 等 使 用 料	円(調定番号)
予定附属設備使用料	円
使 用 料 条 例 第 6 条	

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十二号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年佐賀県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第九条中「佐賀県環境生活局生活文化課」を「県民総合相談・情報提供窓口」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十三号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成十二年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の手数料の表の三の項中

〔9〕三次元デジタイジングシステムによる測定

一時間 五、八二〇円

を

〔10〕非線形構造解析システムによる測定	〔9〕三次元デジタイジングシステムによる測定
一時間 四、九七〇円	一時間 五、八二〇円

改め、同表の六の項中

〔4〕精密鏡面ラッピングマシンによる加工

一時間
七、二三〇円

〔4〕精密鏡面ラッピングマシンによる加工
切斷加工による試料調整

一時間
七、二三〇円

〔5〕埋め込み・研磨加工による試料調整

一時間
二、三〇円

〔6〕マイクロ加工による試料調整

一時間
四、七六〇円

改め、同条の使用料の表中

〔51〕三次元デジタイジングシステム

一時間
一、二七〇円

〔52〕三次元デジタイジングシステム
非線形構造解析システム

一時間
一、二七〇円

改め、

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十四号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和四十二年佐賀県規則第十

一号) の一部を次のように改正する。

別表第一中

土地改良 総合整備 事業		土地改良 総合整備 事業	
土地改良 総合整備 (一般型) (担い手支 援型)		土地改良 総合整備 (一般型) (ただし、事務費に て改める。)	
ついては25 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)	ついては25 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)
22.5 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)	22.5 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)

を

●佐賀県規則第三十五号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和三十六年佐賀県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

規則

第一条第一号中「木材業者」を「新規登録」に、「製材業者」を「新規登録」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

備事業		事業		土地改良 総合整備 (一般型)		土地改良 総合整備 (一般型)	
業 (集 積 型)	基盤 整備事 業	業 (一 般 型)	基盤 整備事 業	援 型)	地 改 良 總 合 整 備 事 業 (担 い 手 支 援 型)	地 改 良 總 合 整 備 事 業 (一 般 型)	地 改 良 總 合 整 備 事 業 (一 般 型)
ついては25 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)	ついては25 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)	ついては25 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)	ついては25 ―― 100	(ただし、事務費に て改める。)

に改める。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一号様式（第3条関係）

登録年月日	年 月 日
登録番号	佐 第 号

年 月 日

佐賀県収入証紙欄

佐賀県知事 様

佐賀県収入証紙欄

申請者 住所

氏名

(印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

木材業・製材業者登録申請書（新規登録用）

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例第4条の規定により、登録を申請します。

主たる営業所又は工場所在地				
業態の別 (該当するものを全て○で囲んでください)	木材業	素材・銘木の生産 木材の販売 チップ生産 立木・木材の売買あつせん その他()		
	製材業	一般製材 貨引製材 その他()		
事業開始年月日	年 月 日	資本金	円	
電話番号	()	FAX番号	()	

工場規模、機械設備及び労務の概要

施設名	数量面積等	機械名	台数出力等	機械名	台数出力等	機械名	台数出力等
敷地	m ²	自動送材車附帶のこ盤	台kW	トラック	台	のこぎり製造機	台kW
工場	m ²	テーブル兼用送材車附帶のこ盤	台kW	フォークリフト	台		
店舗及び倉庫	箇所m ²	自動ローラー送り帶のこ盤	台kW	林内作業車	台		
貯木場	陸上m ² 水面m ²	テーブル附帶のこ盤	台kW	乾燥施設	基	総出力数	kW
索道	張m	集運材機 チエンソー	基台	目立機 チッパー	台台kW	稼働率 従事者 木材業 製材業 合計	%
				バーカー	台kW	人	人

年間木材取扱見込み

単位:m³

区分	用途別	自己生産		購入			計	販売			主な 販売県名	自営 仕向量	備考
		県内	県外	県内	県外	外材		県内	県外	計			
素 材	一般用材												
	その他()												
製 材	製材品												
	その他()												

注 1 「総出力数」の欄は、製材・加工に必要な機械の出力数の合計を記入すること。

2 「稼働率」の欄は、製材用機械を8時間/日とした場合の実稼働割合を、一年間の平均として記入すること。

3 「従事者」の欄は、従事者のうち木材業と製材業を兼務している者がある場合には、主に従事している業種に計上すること。

4 「業態の別」及び「年間木材取扱見込み」の欄で「その他」がある場合は、()に内容を記入すること。

5 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第二号様式(第3条関係)

登録年月日	年 月 日
登録番号	佐 第 号

年 月 日

佐賀県収入証紙欄

佐賀県知事 様

佐賀県収入証紙欄

申請者 住所

氏名

(印)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

木材業・製材業者登録申請書(更新登録用)

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例第4条の規定により、登録を申請します。

主たる営業所又は工場所在地											
業態の別 (該当するものを全て○で囲んでください)	木材業	素材・銘木の生産 木材の販売 チップ生産 立木・木材の売買あつせん その他()									
	製材業	一般製材 賃引製材 その他()									
電話番号	()		FAX番号	()		資本金	円				
工場規模、機械設備の概要 (該当するものを○で囲んでください)	変更あり	追加 削除	施設・機械名()				数量・出力等()				
		追加 削除	施設・機械名()				数量・出力等()				
		追加 削除	施設・機械名()				数量・出力等()				
	変更なし										
従事者	木材業	人	製材業	人	合計	人					
年間木材取扱実績見込み(前年度分)							単位:m ³				
区分	用途別	自己生産		購入		計	販売		主な販売県名	自営仕向量	備考
		県内	県外	県内	県外		外材	県内			
素 材	一般用材										
	その他()										
製 材	製品										
	その他()										

注 1 「従事者」の欄は、従事者のうち木材業と製材業を兼務している者がある場合には、主に従事している業種に計上すること。

2 「業態の別」及び「年間木材取扱実績見込み(前年度分)」の欄で「その他」がある場合は、()に内容を記入すること。

3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

ハの規則は、平成十六年四月一日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を
ハに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

重ノ木 県営住宅	鹿島市
----------	-----

」に改める。

●佐賀県規則第三十六条

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（平成五年佐賀県規則第
二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の二第一項第十一号ハ」を
「第三十一条の二第一項第十三号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十一号
ハ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第31条の2第2項第12号ハ及び第
62条の3第4項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ及び第62条の3第
4項第13号ハ」に改める。

附 則

ハの規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をハに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十七条

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十二号）の一部を次の
一部を次の

2,500円	2,400円
2,100円	2,000円
2,500円	2,400円
屋内3,300円 屋外2,500円	屋内3,300円 屋外2,400円

に改める。

ハの規則は、平成十六年四月一日から施行する。

よりに改正する。

第116条中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

別表第一中	鹿島 県営住宅	鹿島市
	重ノ木 県営住宅	"

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を
ハに公布する。